

平成26年12月26日 協定締結
平成28年3月17日 協定変更
平成30年3月20日 協定変更
令和2年3月19日 協定変更

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定を変更する協定

酒田市（以下「甲」という。）と庄内町（以下「乙」という。）は、庄内北部定住自立圏の形成に関する協定（平成26年12月26日締結）を次のとおり変更する。

別表第1 3 教育（2）の表を次のように改める。

（2）文化振興事業の推進

| | |
|--------|--|
| 取組みの内容 | 圏域内の文化振興を図るため、甲が実施する体験型ワークショップ等に圏域住民が参加できるようにするとともに、圏域内のホールで実施する自主事業について広域的な広報活動をする。 |
| 甲の役割 | 甲が実施する体験型ワークショップ等について、乙の住民が参加できるようにするとともに、乙と連携し、甲の住民に対し、乙の地域で実施する事業も含めた広報活動を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し、乙の住民に対し、甲の地域で実施する事業も含めた広報活動を行う。 |

別表第1 4 産業（4）の表を削り、（5）の表を（4）の表とする。

別表第1 5 その他（3）の表を次のように改める。

（3）ボランティア・公益活動センターの広域利用

| | |
|--------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内の公益活動団体の活動を促進するため、甲が設置する酒田市ボランティア・公益活動センターについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。 |
| 甲の役割 | 酒田市ボランティア・公益活動センターで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。 |

| | |
|---------|--|
| 乙 の 役 割 | 乙の住民に対して、酒田市ボランティア・公益活動センターの利用に関する周知を行う。 |
|---------|--|

別表第1 5 その他(5)の表を削り、(6)の表を(5)の表とする。

別表第2 2の表を次のように改める。

2 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

| | |
|---------|---|
| 取組みの内容 | 圏域内住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行う。 |
| 甲 の 役 割 | 乙及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。 |
| 乙 の 役 割 | 甲及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。 |

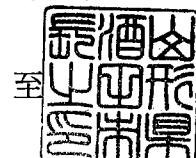
別表第2 3の表を削り、4の表を3の表とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 丸 山



乙 東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町長 原 田 真 横

